入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和5年5月25日

山口県知事 村岡 嗣政

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
- 下関西高校特別教室棟新築等工事の設計業務
- (2) 対象物の建設地
 - 下関市後田町4丁目 地内
- 業務の概要

下関西高校特別教室棟新築等工事の基本設計業務及び実施設計業務

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

(5) その他

この公告に定めのない事項については、入札条件及び指示事項又は設計図書のほか、各入札制度要領等に定めるとこ ろによる。

入札参加資格 この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

<u> </u>				
	入札参加資格の要件			
	入札に参加できる者は、共同企業体 (2者で構成するもの) とし、その構成員は次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。			
II.VZ +r-G	ア この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は2項に規定 する者でないこと。			
共通事項	イ この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、山口県建 設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。			
	ウ 競争入札参加資格の建設工事に係る通知を受けていないこと。 エ 本業務において、他の共同企業体の構成員ではないこと。			
出資比率	出資比率がいずれの構成員も35%以上であること。			
業種	建築関係建設コンサルタント業務			
競争入札 等 級	A等級			
参加資格その他	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を山口県内で受けていること。			
営業所等の所在地	この公告の日までに、主たる営業所を山口県内に有していること。			

(注1) 用語の定義は、次のとおりとする。

- 「競争入札参加資格」とは、山口県の「建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査」に 「規サハルの川資格」とは、川口県の「建設上事寺に除る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査」に関する告示に基づき認定された一般競争入札及び指名競争入札の参加資格であって、公告日時点で有効なものをいう。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の決定を受けた者にあっては、この公告の日までに参加資格の再審査 結果の通知を受けていなければならない
- (注2) 上表及び(注1) において指定がない場合、入札参加資格要件は、一般競争入札参加申請書の提出日時点で審 査する。
- 3 契約条項を示す場所
 - 山口県総務部管財課 施設マネジメント推進班

(所在地)山口市滝町1番1号 山口県庁 本館2号棟4階

Tel) 083-933-2216 Fax) 083-933-2269

Fax

(E-mail) a10600@pref.yamaguchi.lg.jp

4 入札の方法

この入札は、政令第167条の5の2に規定する一般競争入札に参加しようとする者に更に必要な資格を定めて行う入札 により行うほか、次に掲げる方法により実施する。

	入れの方法			
入札参加資格の審査	事前審査方式			
入札書の提出方法	紙入札 入札書の提出は、郵便のみ(入札会場への来場及び入札書の持参不可)とします。 詳細は、別紙「郵便による入札に関する留意事項」によります。			
工事費内訳書	提出を要しない			
入札保証金	免除する			
入札の実施回数	3回まで			
入札の中止	次に掲げる場合のほか、発注者が必要と判断した場合は、入札の執行を中止する。 ア 談合等不正な行為が行われた事実があると認められる場合			
低入札価格調査	予定価格算出の結果による【建築関係のコンサルタント業務】 工事費内訳書審査 : 山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領による			
7 - 47 1 1 1 1	適用しない			
無効入札	入札条件及び指示事項に定めるとおり			
落札者としない者	入札条件及び指示事項に定めるとおり			

入札参加手続

(1) 入札参加資格審查確認資料

この入札に参加しようとする者は、次表に掲げる書類を6に掲げる期日までに、3に掲げる場所へ提出しなければな

提出	書類の名称	備 考
ア	入札参加資格確認申請書(様式2)	
イ	誓約書(様式3)	
ウ	建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し	
エ	建築士事務所登録証明書の写し	
オ	委任状	

- 提出部数
 - 各1部とする。
- (3) 提出方法

持参又は郵便(特定記録又は簡易書留等配達記録が残る方法)

6 入札に係る手続期間等

この入札は、次に掲げる日程により実施する。					
手続の種類	日時、期間又は提出期限	備 考			
設計図書等の縦覧及び配 布期間	令和5年6月27日まで	山口県入札情報ポータルサイト (入札情報サービス) において、電子データの掲載により配布する。			
間	令和5年5月26日の 9:00 から 令和5年6月5日の 16:30 まで	質問する場合は、3に掲げる場所へ質問書をメール送信(ファイル添付)、持参、FAX送信又は郵送により提出すること(質問書の様式は、入札通知に添付。)。なお、メール送信による場合は電話等により受信確認			
質問(1回目)に対する 回答の掲示期間	令和5年6月7日の 9:00 から 令和5年6月27日まで	を行うこと。また、郵送による場合は配達記録が残る方法によることとし、受付期間内の必着とする。			
質問(2回目)の受付期 間	令和5年6月7日の 9:00 から 令和5年6月8日の 16:30 まで	なお、質問書の様式は、山口県入札情報ポータルサイト (入札情報サービス) からダウンロードすること。 質問に対する回答は、左記日程で山口県総務部管財課の			
回答の掲示期間	令和5年6月12日の 9:00 から 令和5年6月27日まで	ホームページに掲載する。 <u>https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/</u>			
請書の提出受付期間	令和5年6月15日の17:15 まで	5を参照すること。			
入札参加資格審査結果の 通知日時及び通知方法	令和5年6月21日まで	左に掲げる期日までに、「入札参加資格適合・非適合 通知書」を送付する。			
非適合理由の説明請求期 限	令和5年6月26日まで	非適合の理由に不服がある場合は、「非適合理由説明申請書」を3に掲げる場所へ持参により提出すること。			
期間	令和5年6月27日の17:15 まで	郵便により、左に掲げる期限までに3に掲げる場所へ 提出すること。(特定記録又は簡易書留等配達記録が残 る方法に限る。持参不可。提出期限必着。)			
入札の執行(開札)日時	,	(入札会場) 山口市滝町1番1号 山口県庁 本館2号棟4階 総務部3号会議室 (来場不可)			
低入札価格調査に係る資 料の提出	調査を行う旨の連絡をした日の翌日から 起算して3日以内(休日等を除く。)	入札条件及び指示事項を参照すること。			

7 落札者の決定方法

入札条件及び指示事項による。

- 契約の方法等
 - (1) 契約書作成の要否

作成を要する。

(使用する契約約款:山口県業務委託契約約款(設計業務等委託用)) ※電子契約選択の可否 → 電子契約選択可能

- (2) 意匠の実施の承諾等に係る特約条項の要否 追加条項を要しない
- (3) 議会議決の要否
- 議決は要しない。
- (4) 契約保証金
- 納付は免除する (5) 契約不適合責任期間

使用する契約約款の定めるところによる。

(6) 支払条件

債務負担行為の年度別支払割合

本業務に債務負担行為が設定されている場合、各会計年度における出来高予定額及び支払限度額は、契約金額に<u>次表に掲げる割合を乗じた金額とする。ただし、</u>契約締結の際に端数等の調整を行う場合がある。

支払年度	出来高予定割合	支払予定割合
令和5年度	25. 0%	25.0%
令和6年度	75.0%	75.0%

- イ 前払金
 - 入札条件及び指示事項に定めるとおり。
- 部分払
 - 入札条件及び指示事項に定めるとおり。
- エ 中間前払金

入札条件及び指示事項に定めるとおり。

(7) 建設リサイクル法の適用

適用されない

(8) 中間検査の実施

適用しない

回数	工種	実施段階	検査実施日

- 入札書記載価格が「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領」に規定する調査基準価格を下回る価

 - 格で契約を締結する場合は、次の事項を条件とする。 ア 当該業務において、管理(主任)技術者を専任で配置させること。 なお、配置する管理(主任)技術者は、入札公告日又は指名通知日において、調査対象者と直接的かつ恒常 的な雇用関係にあること。
 - 設計図書において照査を定めた場合は、調査対象者の照査に代えて、調査対象者とは別の第三者による照査

(以下「第三者照査」という。)を実施させること。 設計図書において照査を定めていない場合は、業務の節目毎の成果及び成果物の内容について第三者照査を 実施させること。この場合の費用は、調査対象者の負担とし、第三者照査を実施する者の資格要件は管理技術 者資格と同等とする。

なお、建築関係の建設コンサルタント業務における第三者照査は、別途定める「建築関係の建設コンサルタ ント業務における第三者照査実施要領」による。

9 その他 この入札に関して不明な点がある場合は、6の備考欄に掲げる方法により質問すること。ただし、軽微な質問について は、3に掲げる場所へ問い合わせること。